

スキー場における新型コロナウイルス対応ガイドライン

はじめに

スノースポーツとスノーリゾートのファンの皆さま！

今年も安心して楽しんでいただけるよう、業界一丸となってあらゆる面で安全対策を実施してお待ちしております。

スノースポーツは雪山の大自然の清浄な環境の中で楽しむ個人スポーツで、いわゆる「三密」とは無縁です。移動、ゴンドラやリフト、レッスン、宿泊、食事、休憩等にまでしっかり安全対策を実施し、お客様にもご理解ご協力を頂くことでさらに安心して楽しめるスノースポーツで、今こそ心身ともにリフレッシュしましょう！

日本スノースポーツ&リゾート協議会は、下記の安全対策ガイドラインを策定しています。

具体的な感染予防対策

1 索道関係

(1) 共通事項

お客様に気持ちよく楽しんでいただくために、すべてのお客様に次のことをお願いします。

- ・ 受付時や乗車待ちの列にいる場合には間隔をあける。
- ・ 乗車中もしくは近くに他のお客様やスキー場関係者等がいる場所では、マスク、ネックウォーマー又は手袋(以下、「マスク等」という)は着用したままにする。
- ・ 乗車待ちもしくは乗車中の会話は控えめにしていただき、チェアリフトの場合は極力前方を向いたままで座っていただく。
- ・ 混雑時の待ち時間を踏まえて、係員が搬器の乗車人数を決めることについてご理解をいただく。

(2) 特殊索道

- ・ 改札係員・乗客係員はマスク等を着用する。
- ・ 運行終了後に落下防止バー等の消毒をするのが望ましい。(運行中は危険)

(3) 普通索道

- ・ 改札係員・乗客係員および車掌係員はマスク等を着用する。
- ・ 箱型搬器(ロープウェイ・ゴンドラ等)については、利用状況等を踏まえ、感染防止のための適切な措置をとることにより安心できる搬器内環境を確保するよう努める。
- ・ 搬器については窓を開ける等、適切な換気に努める。
- ・ 搬器内消毒は安全確保を図りながら状況に応じて定期的実施する。

4) 発券所

- ・ チケット購入者との間には、飛沫防止シート(アクリル板等)を設置する。
- ・ チケット・金銭等を受け渡しする際には、肌が接触しないように受け皿等で受け渡す。

2 レストラン、売店、レンタル等

- ・ 係員はマスクを着用する。
- ・ 施設の入口及びトイレ入口等には消毒液を常備する。

- ・ 座席の間隔については一定の距離を確保する。
- ・ レジには飛沫防止シート（アクリル板等）を設置する。
- ・ 提供する料理・提供方法についても、感染拡大防止に努める。
- ・ お客様が利用されるテーブル・イス等、また発券機・トイレ・手すり等々については定期的に清掃・消毒をする。なお、トイレのハンドドライヤーは停止する。
- ・ レンタルについては、適切に洗濯、消毒する。特に手や口が触れるようなものについては特段の配慮を行う又はレンタルの対象としない等の措置をとる。

3 パトロール隊

- ・ パトロール隊員は常にマスク等を携行し、救助活動をする際には、臨機応変に着用するものとする。
- ・ 救助活動で使用した備品（車両を含む）は使用后消毒する。

4 スキースクール

(1) 受付

- ・ 係員はマスクを着用する。窓口には消毒液を設置する。
- ・ 受付付近の飛沫予防対策を実施する。また、随時消毒（イス、机、筆記用具等）を行う。
- ・ お客様同士が一定の距離を保てるスペースを確保する。
- ・ 定期的な換気を行う。
- ・ 非接触型での決済方法を奨励する。
- ・ お客様の検温を行い健康状態の確認をする。発熱等の風邪症状や嗅覚味覚障害等が確認された際は入校をお断りする。
- ・ 事前予約のお客様には、各人の健康確認のお願いと、当日発熱等の風邪症状や嗅覚味覚障害等が確認された際は入校をお断りする可能性があることを説明しておく。

(2) 集合場所

- ・ 屋外屋内を問わず、一定の距離が保てるスペースを確保する。

(3) レッスン

- ・ インストラクターはマスク着用又はネックウォーマーの類を口鼻まで上げて着用する。
- ・ お客様の立ち位置及びインストラクターの立ち位置は、状況に応じて、他の滑走者に対しての安全が確保されると思われる範囲で距離を保つことを推奨する。
- ・ トレーンにおいては適切な間隔を保つ。
- ・ 初心者・初級者・子供へのレッスンにおいては、濃厚接触に対して更なる留意を行う。特に呼吸を近づけない事に留意する。また、共有する用具等については、留意事項を関係者と協議する。
- ・ 教育旅行等のグループレッスンは、学校・主催者の意向に留意する。

(4) 屋内ミーティング

- ・ 三密を避ける環境で行う。その環境が準備できない場合は屋内では行わない。
- ・ 教育旅行等においては、実施について学校・主催者の意向に留意する。

(5) リフト・ゴンドラ乗車

- ・ 当該索道会社の定めるガイドラインに従う。

(6) 屋内休憩

- ・ マスク着用又はネックウォーマーの類を口鼻まで上げて着用する。
- ・ 互いの距離が保てることを推奨する。

(7) インストラクターの滞在及び健康管理

- ・ 宿舎内においては当該宿舎のガイドラインに従うことが前提ではあるが、健康管理及び生活環境に十分留意する。
- ・ 検温及び健康チェックを毎日実施する。

(8) 感染発祥の際の対策

- ・ 発熱時及び発症が疑われる際の医療関係との連携を確認しておく。
- ・ 発熱時及び発症が疑われる際の隔離体制を確認しておく。

5 宿泊施設

(1) 留意すべき基本原則

- ・ 従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、対人距離を確保する。
- ・ 感染防止のための宿泊客の整理（チェックイン・アウト時に密にならないように対応）
- ・ ロビー、大浴場、食事処・レストラン等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止
- ・ 入口及び施設内の消毒液の常備
- ・ マスクの着用（従業員及び宿泊者・入館者に対する周知）
- ・ 施設及び客室の換気
- ・ 施設内の定期的な消毒
- ・ 宿泊客への定期的な手洗い・消毒の要請
- ・ 従業員の毎日の検温、健康チェック

(2) 各エリア・場面の共通事項

- ・ 他人と共有する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄及び消毒する、または使い捨てにするなど特段の対応を図る。
- ・ 人と人が対面する場合は、距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- ・ 宿泊客や従業員がいつでも使えるようにアルコール液を施設内（客室、風呂、共用トイレ等）に設置。
- ・ 宿泊客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る。
- ・ 自社バスでの送迎の場合は、密集しないよう人数を制限して運行する。

- (3) 各エリアの留意点については、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等）」に従う。

従業員に関する対策

- ・ 個人のできる健康管理（手洗い・手指消毒の励行）を徹底する。
- ・ 従業員はマスク等を着用する。
- ・ 通勤時には咳エチケットやマスクの着用、対人距離の保持等について、個人のできる感染予防策をとる。
- ・ 室内はこまめに換気を行う。
- ・ 通用口に アルコール消毒液を設置し、手指消毒を行ってから入館する。
- ・ 就業前・就業中の手洗い・手指消毒を徹底する。
- ・ 始業時における健康状態の確認 を行う。
- ・ 感染リスクを低減するため、一定の対人距離 を保持する。
- ・ 会話する際には可能な限り正面を避ける。
- ・ 食事中の会話は控え目にする。
- ・ ユニフォームは、こまめに洗濯を行い清潔 を保つ。
- ・ 体調のすぐれない従業員は、直ちに責任者に連絡を取り、その指示に従う。
- ・ 家族に感染者や感染の疑われる者がいる場合は、出勤を見合わせ、最寄りの医療機関に連絡を入れ、その指示に従う。

（注）5 宿泊施設 の部分は全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟による「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を引用した。